第 7 回　JEAC4111 適用課題検討タスク　議事録

1.　**日　時**　2023 年 3 月 29 日（木）13 時 30 分～16 時 10 分

2.　**場　所**　Web 会議

3.　**出席者**　（順不同，敬称略）

出 席 委 員：　中條主査(中央大学)，三浦副主査(中部電力)，宇奈手(三菱重工業)，
奥平(日立 GE ﾆｭｰｸﾘｱ･ｴﾅｼﾞｰ)，工藤(東芝ｴﾈﾙｷﾞｰｼｽﾃﾑｽﾞ)，鈴木直(中部電力)，
田中(関西電力)，西田(東京電力 HD)，奈良(北海道電力)，
秋吉(原子力安全推進協会)，首藤(元電源開発)，鈴木哲(中電ｼｰﾃｨｰｱｲ)　(計 12 名)

代 理 委 員：　なし　(計 0 名)

欠 席 委 員：　須田(ﾃｸﾉﾌｧ)　(計 1 名)

常時参加者：　なし　(計 0 名)

説　明　者：　なし　(計 0 名)

オブザーバ：　高田(原子力規制庁)　(計 1 名)

事　務　局：　葛西（日本電気協会）　(計 1 名)

4.　**配付資料**

資料 No.7(1)-1	品質保証分科会 JEAC4111 適用課題検討タスク 委員名簿
資料 No.7(1)-2	品質保証分科会 JEAC4111 適用課題検討タスク 委員出欠，参加手段
資料 No.7(2)	第 6 回 JEAC4111 適用課題検討タスク 議事録（案）
資料 No.7(3)- 1	NRA から示された課題に対する考え方についての意見
資料 No.7(3)-2	NRA から示された課題（2022 年 6 月 8 日）に対する考え方(最終報告) (案)
資料 No.7(3)-3	品管規則の求めているもの：実効性の維持
資料 No.7(3)-4	GSR Part 2 と JEAC4111-2021 の比較表
資料 No.7(3)-参考 1	GSR Part 2 と新品管規則と JEAC4111-2021 の比較表
資料 No.7(3)-参考 2	JIS Q 9001:2015 と JEAC4111-2021 の比較表
資料 No.7(4)-1	JEAC4111 適用課題検討タスクの活動報告（案）
資料 No.7(4)-2	NRA から示された課題(2022 年 6 月 8 日)に対する考え方(最終報告・概要版)(案)
資料 No.7(4)-参考 1	原子力規格委員会 運営規約細則（抜粋：意見及び異議申し立ての審議・承認の細則）
資料 No.7(4)-参考 2	「JEAC4111 適用課題検討タスク」の提案

5.　**議　事**

事務局より，本タスクにて私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法に抵触する行為を行わないこと及び Web 会議での注意事項を確認の後，主査の挨拶があり，その後議事が進められた。

(1) 代理出席者，オブザーバの承認，定足数確認，配布資料確認等

事務局より，現時点で出席委員は 12 名であり，タスクグループ規約第 9 条（決議）第 1 項に基づき，決議に必要な委員総数の 3 分の 2 以上の定足数（8 名以上）を満たしていることの報告があった。次に，事務局より，オブザーバ 1 名の紹介があり，タスクグループ規約第 7 条（タスクグループの開催）第 3 項に基づき，主査の承認を得た。配布資料について確認した。

(2) 前回議事録の確認について

事務局より，資料 No.7(2)に基づき，前回議事録の紹介があった。正式議事録にすることについてタスクグループ規約第 9 条（決議）に基づき決議の結果，特にコメントはなく，5 分の 4 以上の賛成で承認された。

(3) 「NRA から示された課題，（2022 年 6 月 8 日）に対する考え方（最終報告）（案）」についての意見とそれの基づく改定に関する審議

中條主査より，資料 No.7(3)シリーズに基づき，「NRA から示された課題，（2022 年 6 月 8 日）に対する考え方（最終報告）（案）」について説明があった。

主な意見・議論は下記の通り。

【コメント No.8 への対応】

・〔原子力規制庁〕資料 No.7(3)-1 の No.8 の意見へのタスクとしての対応案で『2.(2)にある「品管規則では明示的に要求されていない「リスク情報の活用」を要求事項とし」を「品管規則では「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」として示されているのに対して「リスク情報活用」を追加要求事項とし」に修正する。』とは，具体的にはどの様に修正するのか。

→ 資料 No.7(3)-2 の 2 頁にて，『品管規則では「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」として示されているのに対して「リスク情報活用」を追加要求事項とし（4.1(8)），マネジメントシステムの計画（5.4.2(1)），業務の計画（7.1），設計開発の計画（7.3.1）を中心に「意図した結果を達成する蓋然性の高い計画策定」が可能なようにしています。』と修正している。

・〔原子力規制庁〕修正したことによる文脈の繋がりは大丈夫なのか。前の段落でリスクへの考え方が書いてあり，その考え方の観点から品管規則では要求していないものを JEAC4111-2021 ではリスクとして要求しているというのが元々の文章であった。ここだけを変えて文書として文脈が正しく繋がっているのか。この部分だけ修正するということで問題ないかが気になる。

→ 文脈の繋がりは大丈夫である。前の段落で，リスクを予見することは難しい所もあるが，きちんと予測することが大切であるという話が書いてあり，そのため，品管規則でも要求され

ているし，JEAC4111-2021 でもリスク情報の活用を追加要求事項として定めているということで，文脈としては繋がっている。

→ 〔原子力規制庁〕了解した。

・ 資料 No.7(3)-2 の 2 頁目の「JEAC4111-2021 においては、上記の観点より、品管規則では」の「JEAC4111-2021 においては、」は「品管規則では」の後ろに記載することで文章が分かりやすくなるのではないか。

・ 品管規則の本文を見ると「リスクを考慮して構築・運用」というように読めるので，「大きさに基づく構築・運用が求められる」というのが正確だと思う。

・ 「追加要求事項として具体化し」というのが正しいと思う。JEAC4111 では，4.1 の(2)と(8)になる。(2)は従来グレーデットアプローチのことが書いてあるので，本当は(2)の後に(8)を持って来れば良かったが，条項番号を変えたくない意図があって(8)として追加している。よって「具体化し」ということで良いと考える。

→ 4.1(8)を参照しているがそのままで良いか。それとも(2)とした方が良いのか。

→ 正確に言えば，ここで言っているのはグレーデットアプローチであるが，追加したのは(8)だけであり，そのままで良いと考える。

・ 原子力規制庁からは，最終的には結果を出さないと納得してもらえないと思う。今回議論した内容は検討会とか，分科会に情報共有されるため，早いうちに検討会で具体的な議論を実施し，適用ガイドに反映する事例の集約とか，それはどういうことなのかということを明らかにしていくことが必要で，それにより規格の誤解されやすい点が解消される。原子力規制庁からはそれを求められていると思う。

・ 元々リスク情報活用というのが品管規則の方に明示的に無いということで追加要求事項にしたので，品管規則の方に示されているということであれば，追加要求事項ではなく本来は基本要求になるため，次回改定の時に反映すべきだと思う。

・ 規制上は，電気事業者の RIDM を求めている訳でもないので，そこで切り分けるという意図もある。従来から，民間規格で作ったものを，品管規則に取込まれると，民間の自主努力を摘みとることにもなりかねないので，そこは(8)として分けた。その趣旨は伝えていかないといけないと思う。

・ 広い意味でのリスク情報の活用ということで，RIDM までを追加要求にするのは話が違うと思う。

・ 電気事業連合会ベースでは，事業者の自主的な活動で行うと宣言されているものについては，事業者に任されているという認識であったので，先程の意見の考え方に賛同できる。今回の資料は我々の考えを十分込められていると考えている。

・ 規制側のコメントを踏まえると，リスク情報活用はグレーデッドアプローチの所で要求されており，追加要求事項で良いのかということで，もやもやしていたところがある。そもそもグレーデッドアプローチは JEAC4111 でも受けているはずなので，JEAC4111 では 4.1 節の(8)の要求事項で見ているということであると受け方が足りなかったということになるので，4.1 節の(1)の所で表さなくてはいけないと思う。規制も要求しているというこ

とを今後はっきりさせた上で，次回改定時の対応になると思った。

・ 先程の議論では「規制要求の具体化」とのことだったが，追加の趣旨を踏まえると「追加要求事項として明確化した」という方がニュアンスとしては近いと思う。JEAC4111 では追加要求事項であることは事実であるし，既に講習会等では追加要求事項として講義しているので，規制側のコメントの趣旨に対しては，この追加要求事項で明確化されているということになると思う。

・ 今日議論した内容で，原子力規制庁とも考え方は概ね合ってきたと思うので，早い段階で原子力規制庁と正式に議論できる場を設けたら良いと思う。

【コメント No.7 への対応】

・ 〔原子力規制庁〕パフォーマンスベースドについては，前々回ぐらいのタスク会議で「計画通りに達成できなかった場合の記載が不十分である」とコメントをし，それを受けて修正がなされたことで，より具体的になったと思う。これに対してなぜ資料 No.7(3)-1 の No.7 のコメントが出ているかというと，「業務を確実に実施する」ということと「達成できなければ問題点を明らかにする」とのバランスが重要であると思っており，コメント対応による拡充してもらったのは良かったが，後者が詳しくなりすぎ，バランスが悪くなってしまったと思うからである。実効性の維持の所が今回の論点であり，丁寧に書く必要があるとも思っている。前段として目標を達成出来るように実績を積み重ねて実効性を維持することがベースとしてある訳で，その上で出来ない場合には問題点を把握して，パフォーマンスを上げていくことが重要であると思っている。

→ リスク情報を活用してしっかりした計画を立てないと，蓋然性の高い計画は立てられないので，しっかりリスク情報を活用して下さいというのが 1 つの柱。一方，それが達成できなかった場合には，何処か計画の立て方が悪かったので，原因を追究して改善していかなくてはいけない。その時にはシステミックアプローチの考え方が大事になってくる。これがもう 1 つの柱。指摘して頂いた通りであるが，そこが見えにくくなったということかと思う。

→ 〔原子力規制庁〕庁内でも資料を共有し，その感想を一部もらっている。実効性の維持という所が主なコメントであると思っており，そこを共通なものにしていくのが最終的なゴールであると思う。「活動の実施で確実に目的に沿って達成すること」等が実効性の維持であり，そのパフォーマンスを維持する中で問題点があれば，もちろんそれを改善して行かなくてはいけない。

・ 資料 No.7(3)-2 の 13 頁の「まとめ」の所が対応する記載になっているが，そこが分かりにくいということかと思う。

→ 〔原子力規制庁〕その様に思う。資料 No.7(3)-1 の No.7 の「変化が必要」という庁内で出ている意見はそういう意味だと理解している。

→ コメント No.7 については，蓋然性の高い計画を立てて達成するという部分以外の話ということで，ここに書いたような対応案を考えた。

→ 〔原子力規制庁〕成果を上げ続けることが実効性の維持という意味でありそれが主体なので，No.7 のコメントはもう少し強調した方が良いということで，「変化」という言葉を書いている。トップマネジメント等は書いておいても良いかもしれないが，コメントへの回答としては軸がずれていると思う。

→ 計画を確実に実施することにコメントの意図があるということか。

・ 〔原子力規制庁〕その通りであり，そうすれば今までのパフォーマンス重視の，もっと上の所を目指すことになる。その意味付けをもう少し文書に書いて欲しい。

→ そこは，我々の方が受け止めそこなって，少し余分なことを書きすぎ，コメントに対する回答がはっきり分からない感じになっているかもしれない。資料 No.7(3)-2 の「まとめ」の所は追加の話は入れずに，蓋然性の高い計画を立てるという部分と，もし達成できなかった場合，あるいは達成できない恐れがある場合には見直すという 2 つしか書いていないので，10 頁の方も大きく 2 つに分けて書いた方が良いかもしれない。

→ 〔原子力規制庁〕書き方はお任せする。その趣旨が伝わるようにまとめてもらえると良いと思っている。

→ 意図が分かったため，追加した部分をやめるのも手かと思う。その上で 2 つが大きな柱であるということがより明示的になるように修正したい。資料 No.7(3)-2 の 10 頁目の小括の部分に 5 項目あり，1 項目はパフォーマンス重視であることが大事であるということが書いてあり，2 項目はリスク情報の活用でちゃんと計画を立てないといけないという話が書いてあり，3 項目は計画が達成できない恐れがある場合に実施しなくてはいけないことが書いてあるので，正に 2 項目目，3 項目目が，1 項目目を支える大きな 2 つの柱となっている。4 項目目を追加したが，そういう意味でこれはかえって追加しない方が良かったもしれない。

・ 誤解が無い様に伝わるということが大事なことであり，パフォーマンス重視というところが 1 つ重要なポイントとなると考えている。

・ 先程 2 本の柱を明確にする様な記載を検討するというような話であったが，それを実施することにより明確になるのであれば，現在書いてあることを消す必要もないのかと思った。

→ 論点としては焦点がぼけるというのも分かるが，これはこれで大事なこととも思うので悩ましいと感じている。

→ 2 つ大きく建てるのであれば，本文の細かい方で消すまでもないということで理解した。ある意味では色々なニーズとか期待を基に有りたい姿を書き，そこに向かってちゃんと動かしていくというのも大事なポイントなので，残しておきたいと考える。

→ 残しておいても害は無いと考える。

→ そういった形で整理をしてみて，もう 1 回見て頂き，コメントを頂くという形にしたい。

【GSR Part2 に関するコメントの対応】

・ メールベースで意見があった，原子力規制庁からの GSR Part2 に関するコメントについてはどの様になったのか。

→ 事務局だが，原子力規制庁から主要な感想ということで 3 つを頂き，資料にはそのうちの 2 つ載せた。後の 1 つは記録には残しづらいということで，本日の資料には残さず必要であれば口頭で述べるということになった。

→ この報告書の修正はタスクの責任で実施できるので，GSR Part2 に関するコメントの趣旨を誤解のない様に伝えるということを考えた時に，何か方法はあるか。

→ 品管規則に GSR Part2 の内容が込められているので，我々としても分科会の 2022 年のクレジットで GSR Part2 と JEAC4111 との比較を実施しどういう形で対応していくのかということを考えた検討資料が，本日の資料 7(3)-4 である。これを資料 No.7(3)-2 の資料で読み込めば良いのではないか。

→ そうすると，課題の 3 番目で実効性を維持するという箇所に GSR Part2 を追加して，資料 7(3)-4 を読み込む形にするということであるが，それで良いか。

→ 国レベルで GSR Part2 に整合させるということが報告され，今の品管規則がそうなっているので，統括的な所に GSR Part2 との整合を図ったということが読めるようにしておけば良いと思う。GSR Part2 について我々が詳細な比較評価を実施したことも事実であるので，そのことを残すというのに関しては賛成である。細かな話ではなく， GSR Part2 との整合という大きな方針自体は国レベルの話しであり，その様なことを 1 フレーズ入れば良いと考えている。

→ 福島第一原子力発電所の事故があって作成された GSR Part2 に整合させるように検討したというような記載になると思う。

→ 資料 7(3)-4 は報告書の添付にするほどではないと思うため，GSR Part2 を受けて JEAC4111 でも動いていることを上手く説明できるような 1 フレーズを追加するということを考えることにしたい。

→ 今回の JEAC4111 には大きな視点で取り込んでいるということであると思うので，例えば資料 No.7(3)-2 の 1.まえがきという所には品管規則を満たすよう具体化を図り，規約に基づく手続きを経て 2021 年 5 月に発刊したという趣旨の内容が書かれているので，ここに GSR Part2 のことを記載しも良いと思う。

→ 〔原子力規制庁〕検討して頂き有り難いと思う。修正された資料は再確認したい。

・ 資料 No.7(3)-4 は報告書の添付にしないという議論であったと思うが，それで宜しいか。

→ GSR Part2 の考慮を最初の部分に記載するというのであれば，これを添付するのはバランス的に良くない。これは品質保証分科会の資料の 1 つであり，公になっているものなので，何かあれば追って示すことが出来る。

【その他の議論】

・ 資料 No7(3)-2 の 14 頁の上から 6 行目から 7 行目で CAP のことを括弧書きで書いているが，JEAC4111 の附属書では「改善措置活動」となっているので，修正して頂きたい。また，同様な部分は修正して頂きたい。

・〔主査〕意見が出そろったと思う。資料 No.7(3)-1 に関しては見やすくする，資料 No.7(3)-2 に関しては，今日頂いた意見に沿って修正を実施し，修正した案を各委員に確認頂き，コメントを頂き最終とするということで進めたいか。先ほどあまり時間を費やしているよりは，きちんと先に進め具体的なアクションを取っていく方が良いという意見も頂いているので，この辺りの所で確定させて，次に進んで行ければと思う。基本的なことは合意できたということで，本日の意見を受け修正したものを各委員に確認頂き，必要なエディトリアルな修正を実施し，品質保証分科会の方に上程するということで進めることについて決議をしたいと考える。

○ 上記の議論に基づき，資料 No.7(3)シリーズについて，今回の議論を反映したものを各タスク委員が確認した後，品質保証分科会に上程することについて，タスクグループ規約第 9 条（決議）に基づき，挙手にて決議を行った結果，5 分の 4 以上の賛成で承認された。

(4) JEAC4111 適用課題検討タスクの次回以降の進め方

中條主査より，資料 No.7(4)シリーズに基づき，JEAC4111 適用課題検討タスクの次回以降の進め方について説明があった。

主な意見・議論は下記の通り。

・原子力規格委員会から発信するということになると，以前は面談を申し込むという話もあったが，とりあえず面談は申し込まないということで良いか。

→ 元々面談を申し込みたかった意図は，お互いの意見を交換する議論の場というつもりであった。ただし，なかなかそこは難しいらしいということで，タスクの中で，原子力規制庁の方にはオブザーバ，パイプ役で参加していただき，すり合わせを実施した。ここから先フォーマルに面談を申し込むということではないかと考えている。

・面談があった方が良いに決まっているが， 6 月 8 日の面談で原子力規制庁から示された課題に対するコミュニケーションのツールとしてはこういう資料を出しておけば良い気もする。面談を受けてもらえなかったという話になると，そのようなコミュニケーションで良いのかと思うが，先ずはこれで出していくのだと思う。

・原子力規格委員会の運営規約細則で，意見審議の細則に従い，原子力規格委員会に諮り，了解頂き，公表するという手続きになると思う。

・昨日の原子力規格委員会で 4 月からの来年度計画について説明したが，各委員が原子力規制庁から示された 4 つの課題についてどうなるかについては，かなり関心を持っていた。しっかり頑張れという意見を頂いたと感じつつも，疑問を持っているような感じもあった。

→ 原子力規格委員会委員長及び幹事からも原子力規格委員会として積極的な形で対応したいという意見があったので，それは重く受け止めないといけないと思った。他の委員の方からも，どの様になっているのかという質問を頂いているので，原子力規格委員会での関心は高いと思う。原子力規格委員会には丁寧に説明をしていかなくてはいけないと思って

おり，その辺りをある程度時間をかけてやっていかなくてはいけないので，タスクの皆さんの協力をお願いしたいと思っている。

・ 原子力規格委員会での質問では，直ぐ追補版のような形で改定をするのか，それとも意見に対する対応を発信するという形で行うのか，何方なのかということを聞かれたところもある。我々としては追補版を出すのではなく，中長期的に改訂版を出す，それまでの間は，きちんとこういう考え方をしているということを情報発信し，誤解しやすい所を誤解しないようにして，上手く実践して頂くということである。

・ JEAC4111 の改定については中長期的に考えるということであり，4 つの課題に対する考え方について議論した内容は原子力規格委員会に上げて，原子力規格委員会のフォーマルな形として発信していくということと考える。当然中身を理解して頂かないといけないので，それは講習会等を通じてしっかりやっていくという位置付けとなる。

・ 〔事務局〕4 つの課題について，原子力規格委員会の話においても，品管規則の受け止めが足りなかったということではないと理解されたと思う。4 つの課題は例示であり，品質保証検討会としてはこれで走れる部分もあるとしても，次回改定時においはその他には何か課題がないのか確認した方が良いと考える。次回改定してから，また後出しで課題を突き付けられても建設的ではない。

→ これが全てかという懸念は元々ある。JEAC4111 の運用で何らかの裏書をして欲しいということで始まった件はこれで良いと思うが，その先の進め方を考えると，尻切れになってしまうような気もする。この回答だけではだめで，実態を伴った改定のゴールがあまり見えていない。原子力規格委員会にこれを出すというのは，規格の考え方としては，ものすごくランクの高い宣言になるので，確定することは非常にありがたいと思う。ただし，宿題があるという宣言にもなるので，この先のことを考えると，継続的にどうしていくかということが重要だと思う。

・ JEAC4111-2021 と品管規則の関係と，次回改定をどうするかという話については別に考えれば良いと思う。4 つの課題は責任を持つ形でクレジットを付けて発信しないと混乱するだけだと思う。個人の考えは色々あると思うが，この報告書を作るのにこれだけ期間を要したというのは，品質保証分科会としてはっきりしたクレジットを出そうとしたためである。原子力規制庁の中にも色々な考えを持った人がいるが，クレジットを付けて責任を持って言って頂かないと混乱する。言っていただいたことについて理解できることは当然正すということである。

・ JEAC4111 の改定は 2017 年に作業が始まった。技術基準を性能規程化して，民間規格は仕様規程化するということで運用するという構想はあったが，実際はそうなっておらず，どうするのかという中で何らかの裏書という話が出てきた。それは 1 つの目的としてはあるが，もう 1 つ大きな目的として，民間事業者のために JEAC4111 を作ったことを忘れてはいけないと思う。原子力規制庁に調子を合わせるのが我々の仕事ではないが，そうは言いながらも，民間規格は規制基準と整合しないといけないので，2021 年改定時には 10 回に渡りタスクを実施し，規制庁とも議論してきた実績と経緯を改めて述べたい。

・ はっきりしない部分があるが，そうは言いながら，現場が良い方向に動くというのが一番重要な所なので，我々としてはそちらを目指してどうするかを考えていくべきだと思う。
・ 6 月 8 日の面談時に規制庁に言われたのがミスリードしているということである。それを考えると，次回改定の作業の中で原子力規制庁の意図に合っているかを見て頂くというのは必要である気がする。
・ 規格を作成する時に緊密に連絡を取っていく必要があると思う。もう 1 つは規格を作ることイコールそれが実践されるということではないということであり，規格を作る時に誤解されやすい所をちゃんと配慮して作っていくことも大事な部分であるというのも 1 つの反省と思う。どうしても人間は従来の延長で良いということで進めがちであり，この部分は大きく変えていくということがちゃんと伝わらないといけないと思う。そういうことを考えて規格を作るということも考えていかなくてはいけない部分であると思う。
・ 品質保証検討会の方で作業をどうするかという話があったが，今回報告書がまとまり，誤解を生じやすい部分が明確になったというのは 1 つの成果であると思う。それに対して講習会等でどの様に伝えていくかというのがやらなくてはいけないことであると思う。もう 1 つが規格を理解出来たとして，自分たちの品質保証活動にどうやって落とし込むかということである。これについては，ベストプラクティスがあればそれを見て自分たちで落とし込むことになるが，多少時間が掛かって，そういう事例を拾い上げないと情報としては発信出来ない。それは次のステップであると思うし，そういった中で新知見が出てくれば，次の改定に反映するということになる。今先が見えているものばかりではないが，誤解されやすい部分はこういった点があるというのが報告書としてまとまっているので，どうやってうまく伝えていくのかということが当面の課題として，品質保証検討会でやっていかなくてはいけないことである。その点はある程度明確になっていると思う。
・ 先程あった誤解という部分で少し気になっているのが，資料 No.7(3)-4 にあった，GSR Part2 と JEAC4111 との比較の部分である。結局この検討結果を見ると基本的には対応しているというのが日本電気協会のスタンスである。それに対して原子力規制庁の方は，違うと言われていることを考えると，原子力規制庁側で今の時点でギャップがあるという所があったらご教示いただけると良いと思った。

→〔主査〕それは資料 No.7(3)-2 の所で正に議論していた所である。まとめの所に認識の齟齬という話があり，リスクを考えて蓋然性の高い計画をちゃんと立てるということを求めているが，実態としてはそういう部分が弱くなっていること，リスクを 100%考慮できないので外れることは有るが，外れた場合に，何で外れたのかということを，リスク情報の活用の仕方とかそういうことも含めて，レベルアップしていくことが必要なのだということが上手く理解されていないということである。そういう意味では，原子力規制庁と議論していた 2 つの部分というのがギャップの大きい所ではないかと思う。

→〔原子力規制庁〕そういう議論をしたと思っている。

・ 品管規則が改定され，改定された品管規則について我々が JEAC4111 を対応するように作った。正しく作っているはずではあるが，現場の方を見ると品管規則と合っているように

見えないということで，何処かでおかしくなっているのだと思う。タスクでは品管規則とJEAC4111 の整合性ということを議論してきたが，よく見ると合ってない訳ではない。何故現場の方で品管規則と合わないのかということを考えた時に，JEAC4111 の意図が必ずしも正しく現場に伝わっていないのではないか。そこが，この 2 つぐらいの所ということであると思う。つまり，そういう部分が解消されていけば，規制の文章の方で JEAC4111 が引用されるのが，当然と言えば当然になると思う。

・ 今の意見に対してはアグリーである。原子力規格委員会と民間できっちりやっていくのが本来の趣旨であり，事業者のために作ったのであるのであるから，先ず足元から固めていくということが大事であり，重要なミッションであるというふうに思う。

・ 〔主査〕資料 No.7(4)-1 という形で品質保証分科会に提案し進めていくということで了解頂けるかについて決議を取りたいと考える。

○ 上記の議論に基づき，資料 No.7(4)-1 について，品質保証分科会に上程することについて，タスクグループ規約第 9 条（決議）に基づき，挙手にて決議を行った結果，5 分の 4 以上の賛成で承認された。

(5) その他

・ 本タスクについては，原子力規格委員会での議論が通り，検討結果が公開されるまでは解散しないことが承認された。

・ 次回タスクの開催日程は，品質保証分科会及び品質保証検討会の開催日程を確認した後，別途調整する。

以　上